

## 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その14）

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予については、特例承継計画の確認を受けておけば、贈与税の納税猶予か、相続税の納税猶予のいずれの納税猶予の選択も可能です。

そのため、納税猶予を受けるときの株面によって有利・不利が異なりますので、いずれの納税猶予を選択するかについては慎重に検討しなければなりません。

### 【設例】

1. 被相続人 父（先代経営者・平成35年3月死亡）

2. 相続人 長男（後継者）、長女

3. 父の財産と遺産分割

① その他の財産 3億円（長男が1億円、長女が2億円相続する）

② A社株式（長男が取得）の相続税評価額（平成30年4月 1億円、平成35年3月 5,000万円）

4. 納税猶予

・ケース1 平成30年4月にA社株式を長男へ贈与し、贈与税の納税猶予を選択（父死亡時には相続税の納税猶予に切替）

・ケース2 父が死亡した時にA社株式を長男が相続し、相続税の納税猶予を選択

5. 相続税の計算

（単位：万円）

	ケース1		ケース2	
	長男	長女	長男	長女
その他の財産	10,000	20,000	10,000	20,000
A社株式	(注1) 10,000	—	(注2) 5,000	—
課税価格	20,000	20,000	15,000	20,000
相続税の総額	10,920		8,920	
各人の算出税額	5,460	5,460	3,823	5,097
株式等納税猶予税額	(注3) △2,307	—	(注4) △984	—
納付税額	3,153	5,460	2,839	5,097

(注1) 贈与を受けた時の価額で父の相続財産に加算されます。なお、猶予された贈与税は免除されます。

(注2) 相続開始時の価額で父の相続財産に加算されます。

(注3) 納税猶予税額は以下のように計算されます。

$(10,000 \text{万円} + 20,000 \text{万円}) - 4,200 \text{万円} = 25,800 \text{万円}$ （課税遺産総額） $\rightarrow$  6,920万円（相続税の総額）

納税猶予税額  $6,920 \text{万円} \times (10,000 \text{万円} \div 30,000 \text{万円}) \div 2 = 2,307 \text{万円}$

(注4) 納税猶予税額は以下のように計算されます。

$(5,000 \text{万円} + 20,000 \text{万円}) - 4,200 \text{万円} = 20,800 \text{万円}$ （課税遺産総額） $\rightarrow$  4,920万円（相続税の総額）

納税猶予税額  $4,920 \text{万円} \times (5,000 \text{万円} \div 25,000 \text{万円}) = 984 \text{万円}$

以上の設例から、納税猶予を活用して事業承継を考える場合には、株価を引き下げてから適用を受けることが、納税猶予を選択する後継者や他の共同相続人の相続税の負担を軽減することが分かります。

また、納税猶予を選択すると、特例承継期間（5年間）中は、特例非上場株式等を譲渡等すると、原則として納税猶予が取消しになってしまいます。さらに、承継期間中は、毎年都道府県知事や所轄税務署長に対して一定の期限内に申請書等を提出しなければなりません。

そこで、納税猶予の適用を受けずに、株価が低いうちに相続時精算課税によって贈与することも選択肢の一つです。この場合、贈与を受けた株式は受贈者が自由に他の者に対して贈与又は譲渡などを行うことができます。この場合、贈与者に相続が開始しても、その株式は贈与を受けた時の価額で相続財産に加算されますが、相続税の納税猶予を選択することはできません。

以上のように、どの特例を、いつ選択するかによって取扱いが異なりますので、それぞれの長所・短所を事前に確認して実行するようにしなければなりません。